

わな免許の取得費用を 補助します！



イノシシやアライグマなどの野生鳥獣により田や畑が荒らされる農作物被害が発生しています。特にイノシシについては、生息範囲が急速に拡大したこともあり深刻な被害を受けています。犬山市では、有害鳥獣捕獲事業として一般社団法人犬山猟友会に委託して捕獲を実施していますが、さらなる捕獲強化を推進するため、令和元年度から新規事業として、有害鳥獣捕獲に従事することを希望する方を対象に、わな免許を新規取得する際に必要な経費を市が補助します。

【犬山市狩猟免許取得費等補助金 概要】

1 補助対象者

下記を全て満たす者

- 市内に住所を有する者又は市内の農地を耕作している者
- 有害鳥獣捕獲を実施することを宣誓する者（猟を目的とした免許取得費用は対象外です）

2 補助金額

下記経費の合計×2分の1（千円未満切捨） ※上限1万円

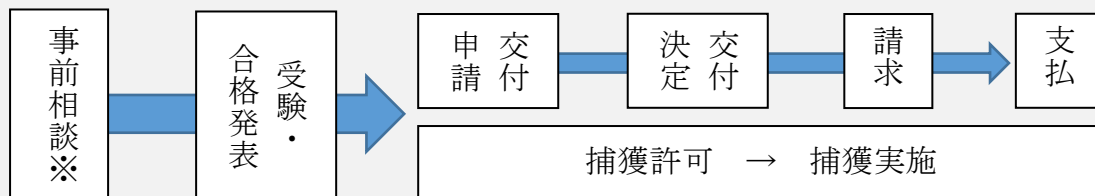
- 狩猟免許申請手数料 ※わな免許のみ。更新検査は対象外です。
- 申請添付用診断書料
- 狩猟免許試験前講習会受講料及び例題集購入費

※試験に不合格だった場合に要した経費は対象外です。合格した場合のみ補助金の対象です。

※狩猟免許が取り消された場合又は効力が停止したとき、返還が必要な場合があります。

3 スケジュール

狩猟免許試験は年2回～3回、県主催で開催されます。



試験申込前に必ず産業課へ事前相談をお願いします。